

よくある質問

Q1 堺市に住所を有し、堺市外の私立幼稚園に通園しています。就園奨励費補助金の補助対象になりますか？

A1 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園であれば補助対象になります。

Q2 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)対象者は就園奨励費補助金がもらいやすくなると聞きましたが、本当ですか？

A2 住宅ローン控除の適用がある場合、住宅ローン控除適用前の額(市民税所得割額に市民税分控除額を加算した額)で区分を判定するため、補助金がもらいやすくなるわけではありません。

Q3 申請者の口座名義を変更したい場合どうすればいいですか？

A3 委任状の提出が必要です。

また、名義が変わらず振込先金融機関等を変更したい場合は、変更届の提出が必要です。

委任状及び変更届の提出期限は、平成30年1月22日(必着)です。それ以降は一切受け付けられません。

Q4 平成29年度に就園奨励費補助金の制度で変更になった点は何ですか？

A4 区分B1・B2・C1・C2の補助金上限額が一部増額されました。

また、堺市独自の多子世帯における利用者負担額の軽減として、第3子以降の子どもが私立幼稚園に通った場合の就園奨励費補助金は、上の子どもの年齢、世帯の所得に関係なく、平成29年度に支払った入園料と保育料を上限に年額308,000円まで支給します。

なお、上の子どもについては、必ずしも同居している必要はありません。別居している子どもがいる場合でも、学資金の仕送りをしているなど、生計を一にしていると確認できる場合は対象となります。保育料以外の徴収金は、就園奨励費補助金の対象となりません。

就園奨励費補助金の申請をされても、幼稚園に保育料は支払う必要がないわけではありませんのでご注意ください。

Q5 就園奨励費補助金や幼児補助金の支給金額はいつ決まりますか？

A5 平成30年2月上旬以降を予定しています。

Q6 平成28年度の申請を忘れていたのですが。

A6 就園奨励費補助金・幼児補助金は単年度ごとの補助金のため、過年度分(平成28年度以前のもの)の補助金の申請はできません。

Q7 申請書の提出を忘れていましたが、今から出しても大丈夫ですか？

A7 申し込み漏れがあった場合は、平成30年3月5日(必着)まで受け付けます。

なお、申請書の提出時期が遅い場合、補助金の交付時期が遅れる場合があります。

Q8 幼児補助金を申請しましたが、補助金額が減額されています。または、支給されていないのはなぜですか？

A8 ①保護者が実際に支払った保育料等(入園料が必要な年度については合計した額)から就園奨励費補助金と公立幼稚園の保育料を差し引いた金額が31,200円未満の場合は、就園奨励費補助金と公立幼稚園の保育料と幼児補助金の合計額が実際に支払った保育料等と同額になるように減額されます。また、0円以下となる場合は支給されません。

②在園月数に応じて減額されます。

Q9 就園奨励費補助金を申請しましたが、お知らせに記載している区分の金額から減額して支給されているのはなぜですか？

A9 ①園児1人に対する補助金額が園児ごとに実際に支払った入園料・保育料を超える場合、減額されます。

②在園月数に応じて減額されます。

Q10 生計を一にするとはどういう場合ですか？

A10 必ずしも同居している必要はありません。別居している子どもがいる場合でも、学資金の仕送りをしているなど生計を一にしていると確認できる場合は生計を一にするとして取り扱います。

Q11 同一世帯とはどういう場合ですか？

A11 同一世帯とは、原則園児と同じ世帯に属して生計を一にしていることをいいますが、実際は居住が別の場合でも園児と同じ世帯として取り扱う場合があります。

Q12 ひとり親家庭（母子・父子世帯）ですが、必要な書類はありますか？

A12 母子・父子世帯の場合は、次のいずれかの書類が必要です。

戸籍謄本(写し可)、ひとり親家庭医療証の写し、児童扶養手当証書の写し

なお、所得が確認できない場合など、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

Q13 市民税の所得割額が非課税ですが。

A13 園児の父母のみで園児を扶養できていると確認できない場合は、電話や書面等で生活状況等を確認する場合があります。